

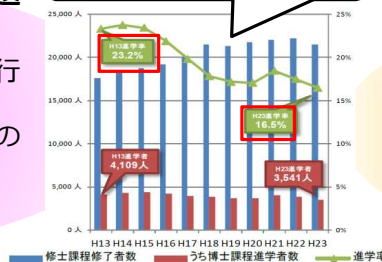
大学院改革の進展

- 平成3年～12年の「大学院重点化」により、大学院が量的に拡大
(平成3年から26年にかけて
大学院数が1.9倍、大学院生数が2.5倍)
- 平成17年以降、大学院教育の実質化が進展
「博士課程教育リーディングプログラム」等
により先進的な取組が展開

大学院重点化20年後の課題

- 優秀な日本人の若者の博士離れが進行
- 教員の負担増加
- 学生数が極端に少ない小規模専攻数の増加

RU11(※)における
修士から博士への進学率が低下
(10年で約7%減少)



※進学率は自大学の博士課程に限らない ※RU11:北海道大、東北大、筑波大、東京大、東京工業大、名古屋大、京都大、大阪大、九州大、慶應義塾大、早稲田大

大学院を巡る国内外の情勢

- 若手人口の大幅な減少
(平成34年の25歳～44歳人口:
平成24年に比べ20%減少見込み)
- 我が国の経済的優位性や競争力の低下、新たな基幹産業創出への期待
- 諸外国:高度人材(自国・留学生)の増加と活躍
(例:シリコンバレーでは、大学院生の起業が社会変革の一翼)
- 地球規模の課題の深刻化

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引する
高度な「知のプロフェッショナル」育成のための大学院改革を推進

7つの基本的方向性と「卓越大学院」の形成

①体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証

- 学位授与・教育課程編成・入学者受け入れの方針の一体的な策定・公表の促進
 - ✓専攻の枠を超えた幅広いコースワークから研究指導につながる教育課程の編成の促進
 - ✓厳格な成績評価と修了認定による学生の質保証
- 研究倫理教育の実施、博士論文の指導・審査体制の改善
- 将来の大学教員の教育能力を養成するシステムの構築

②産学官民の連携と社会人学び直しの促進

- 企業と協働した教育課程の開発・実施
- 企業研究者と大学教員の人事交流の推進
(知財ルールの整備、クロスアポイントメント制度の活用)
- 大学院生の産学共同研究への参画、修士卒の優秀な社会人の博士号取得促進
- 社会人向けの職業実践力を育成するプログラムの認定制度の創設と奨励

③専門職大学院の質の向上

- 制度全般を検証の上、1年以内に見直し、人材養成機能を抜本的に強化
(国際的に通用するアクリディテーション機関からの評価の受審を促進等)
- 法科大学院の組織見直しの促進や、教育の質の向上等の集中改革

世界最高水準の教育力と研究力を備え
人材交流・共同研究のハブとなる

「卓越大学院(仮称)」を形成

【期待される領域例】

- 国際的優位性・卓越性を示している領域
- 文理融合・学際・新領域
- 新産業の創出に資する領域
- 世界の学術の多様性確保へ貢献が期待される領域

【検討スケジュール】

- 27年度中目途:産学官からなる検討会を設置
(分野の設定や複数機関が連携する仕組みについて示す)
- 28年度～:大学における企業との連携による構想作りなど、具体化に向けた取組を開始

④大学院修了者のキャリアパスの確保と進路の可視化の推進

- キャリアパス多様化のための全学的支援と産業界の理解の促進
(大学の専門的職員へのキャリアパスの充実)
- 修了者の活躍状況の把握・公表の促進
(認証評価制度にて進路状況を評価)

⑤世界市場から優秀な高度人材を惹き付けるための環境整備

- 国際的アドミッション体制の整備
- 学生・教職員の国際交流の推進

⑥教育の質を向上するための規模の確保と機能別分化の推進

- 社会的・学術的需要を踏まえた学生数の見直し
- 小規模専攻の見直し

⑦博士課程(後期)学生の処遇の改善

- 「2割の学生への生活費相当額程度の受給」達成に向けた多様な財源による支援の拡大
(企業・国立研究開発法人におけるRA雇用の促進)

「審議まとめ」の方針を計画的に実行するため

「第3次大学院教育振興施策要綱(文部科学大臣決定)」(平成28年度～)の策定へ